

大労発基 0802 第 1 号の 2
令和元年 8 月 2 日

建設業労働災害防止協会
大阪府支部 支部長 殿

大阪労働局長



熱中症に係る緊急対策の実施について

平素は、労働衛生行政の推進につきまして、御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、平成 31 年 3 月 19 日付け大労発基 0319 第 2 号の 2 平成 31 年「STOP ! 热中症 クールワークキャンペーン」の実施要綱（別添）に基づき、各災防団体等と連携して取り組んできたところです。

しかしながら、別紙のとおり令和元年 7 月 28 日、大阪府枚方市の公園・遊園地において、熱中症が疑われる死亡災害が発生するなど、本日までに 2 人死亡されています。また、死亡以外に休業 4 日以上の災害が 5 人発生しています。

特に 7 月下旬の梅雨明けから、連日猛暑日を記録するなど、熱中症の発生が危惧される状況となっています。

大阪労働局では、これらの状況は、熱中症の緊急事態と捉え、各事業場等に対して、熱中症予防対策の強化を図っていただきますよう、要請しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、実施要綱に基づき、会員事業場に対し周知を図っていただきますとともに、確実な取組が行われるなど、熱中症予防対策の推進に特段の御配慮をお願いいたします。